

## 宮崎県の梅雨前線に伴う大雨により被害を受けられた皆様へ

このたびの梅雨前線に伴う大雨により被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域のご契約者様のご契約について、下記の特別措置を実施しておりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別措置適用の対象となる場合

- < 1 > ご契約者様が災害救助法適用地域 ( ) に居住し、被災された場合
- < 2 > ご契約者様の勤務先が災害救助法適用地域にあり、給与の支払いが遅延または滞っている場合
- < 3 > ご契約者様である会社が災害救助法適用地域にあり、事業の運営に支障をきたしている場合
- < 4 > 被保険者様が当該災害で死亡された場合

災害救助法適用地域につきましては、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) をご参照願います。

#### 2. 災害救助法適用地域の特別措置の内容

- < 1 > 保険料払込猶予期間の延長  
お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最長6ヶ月延長いたします。
- < 2 > 保険金の簡易迅速なお支払い  
お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

なお、本措置の適用をご希望の方または詳細についてのお問い合わせは、以下の窓口までお願いいたします。

### カスタマーセンター -

**0 1 2 0 - 5 6 3 - 5 0 6**

お問い合わせ時間：月～金 9:00～17:00

(土日祝日、12月31日～1月3日は休業)

以上